

労働者 50 人未満の事業者もストレスチェックが義務になります！
(令和 10 年 4 月 1 日～)

令和 7 年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数 50 人未満の事業者にもストレスチェックの実施が義務化されました（施行日：令和 10 年 4 月 1 日）。

ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場を実現し、生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上といった持続的な経営につながります。

厚労省の「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」は、50 人未満の事業場のための現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。（令和 8 年 2 月公表）

小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェックの義務化に向けた準備を始めましょう！

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、本人のストレスへの気付き・セルフケアを促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、職場のストレス要因の改善につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。



まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう！



厚生労働省 HP 「小規模事業場向けマニュアルなど」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70761.html



【問合せ先】 富山労働局労働基準部健康安全課 (076-432-2731) 又は各労働基準監督署